

美里町告示第68号

下記の書類は、受取人の住所、居所、事務所及び事業所が不明又は外国においてすべき送達につき困難であり
郵送による送達ができないため、地方税法第20条の2第2項の規定により告示します。
なお、書類は美里町役場税務課に保管してありますから、該当者は、いつでも申し出て受領してください。

令和8年10月13日

美里町長 原田 信次



記

送達する書類名	年 度	期 別	税 目	書 類 名
	令和8年度及び 令和8年度 (令和7年度相当分)	4期	固定資産税	納税通知書

文 書 番 号 (通 知 書 番 号)	受 取 人 氏 名 (名 称)
0057401	高橋昭博相続財産法人
0057380	高橋昭博相続財産法人

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この告示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。